

## 令和4年度 北見市会計年度任用職員試験実施要領

### 1. 募集職種及び受験資格等

職 種	任用人員	性 別	受 験 資 格
児童厚生員・フレンドセンター指導員・放課後児童支援員（週30時間パートタイム）	若干名	性別問わず	任用開始時点で、次のいずれかの要件に該当する方 ①保育士の資格を有する方 ②社会福祉士の資格を有する方 ③幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校の教諭または、養護教諭のいずれかの免許状を有する方 ④高校卒業者等（※注1）で、2年以上（累計労働時間が2,000時間以上）児童福祉事業（児童クラブ・保育所・児童館等（※注2））に職務として従事した方

（注1）中等教育学校（中・高一貫教育校）卒業者、大学へ飛び入学した方、通常の課程による12年の学校教育を修了した方（通常の課程以外でも、それに相当する学校教育を修了した方）、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定、旧大検）合格者含む。

（注2）児童福祉事業とは、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談応ずる事業

### 2. 試験の方法及び日時等

試 験 方 法	日 時 等
面接試験	◎ 日 時 申込者に通知いたします  ◎ 場 所 北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所2階 （北見市子ども未来部 青少年課）

\*試験に要する交通費等の費用は、支給いたしません。

### 3. 合格発表

合格者及び不合格者には別途郵送にて通知
---------------------

#### 4. 受験手続等

提出書類	<p>①北見市会計年度任用職員申込書                  ②資格取得証明書、または資格取得見込証明書(資格証書・免許状の写し可)                  ③希望職種調査票                  ④個人調査票                  ⑤実務経験証明書                  ⑥最終学歴の卒業証書のコピー、または卒業証明書(最終学歴が中学校の場合は高等学校卒業程度認定試験合格証書の写し等、高卒同等以上の学力を有する証明)</p> <p>※⑤と⑥の提出書類については【受験資格④】に該当する方のみ必要となります                  ※提出書類の返却はいたしません</p>
申込書記載上の注意	<p>① 記載事項に不正があるときは、受験及び任用資格を失うことがあります                  ② 記入はすべて自筆で、黒色のペンかボールペンをうい、楷書で                  ていねいに書くこと</p>
受付期間等	<p>随時受付(ただし合格者が定員に達した場合は募集を終了いたします)                  午前8時45分から午後5時30分の間(土曜・日曜・祝日は除く)                  ※郵送の場合は、必ず簡易書留郵便によること</p>
申込及び問合せ先	<p>〒090-8501                  北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所2階                  北見市子ども未来部 青少年課 児童館係                  電話 0157-33-1846</p>
受験票の交付	<p>面接試験の受験票は郵送にて配布                  ※面接時間を確認の上、受付票を面接試験時に必ずご持参ください</p>

#### 5. 職務内容等

勤務先	北見市内(各自治区を含む)の児童館・フレンドセンター及び児童クラブ
職務内容	<p>児童館・児童クラブにおいて児童の遊びを指導する職務                  ※主に乳幼児親子から小学生などの利用者に対し、遊び(体力増進活動・文化活動・自然体験・地域活動等)を通して児童の健全育成を図ることを目的としています。したがって、チームワークを以って幅広く企画、指導をしていく業務であり、この業務を継続していくためには、特に体力のほか、コミュニケーション能力等が必要となります。</p>
任用期間	<p>任用開始日から令和5年3月31日まで                  ※勤務成績により更新する場合があります</p>
報酬	月額 132,929 円
諸手当	<p>① 通勤手当 : 自宅から勤務場所までの距離が2キロメートル以上の場合に規定により支給                  ② 期末手当 : 最大で月額相当額の2.4月分を支給(6月期1.2月、12月期1.2月)                  ③ その他の手当 : 所定時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、規定により別途時間外勤務手当を支給                  ④ 退職手当 : なし</p>
勤務時間	午前8時から午後6時の間で、1日5時間～7時間のシフト制(週30時間)(休憩1時間)
休日	土曜日又は月曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
休暇	<p>① 年次休暇 : 年次有給休暇最大120時間(最大20日相当)                  ② その他 : 結婚休暇ほか</p>
社会保険等	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入 労災保険の適用外事業所で勤務する場合は、市条例により措置